

令和7年度山形県献血推進計画（案）

1 目 的

本県における血液製剤の需要量及び原料血漿確保目標量を達成するとともに、血液製剤の安全性を確保するため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定により、令和7年度の山形県における献血の推進に関する計画を定める。

2 献血者確保目標

令和7年度東北六県で必要と見込まれる血液（原料血漿を含む。）を、各県の供給見込量及び献血可能人口を基にして東北六県で按分するため、本県において確保すべき献血者数は次のとおりとする。

採血区分	確保数	市 町 村*	
		市 町 村*	血液センター
成分献血	11,304人	—	11,304人
400mL献血	27,057人	21,977人	5,080人
200mL献血	571人	134人	437人
合 計	38,932人	22,111人	16,821人

※ 市町村別の献血者確保数の目標については、P5参照。

3 目標達成のための事業

（1）献血に関する普及啓発の実施

ア 県民に対する啓発

- ・ 県及び血液センターは、地域や献血協力企業での献血実施の前等様々な機会を捉えて献血セミナーを開催し、献血の正しい知識や必要性等について普及啓発を行う。（目標25回以上）【前年度同数】なお、献血セミナーの実施にあたっては、オンラインを積極的に活用するなど、地域や各協力企業の実情に合わせた形で実施する。
- ・ 県は、献血会場等において各種啓発資材を活用し、献血に関する認知向上及び献血者の確保を図る。
- ・ 県及び血液センターは、より多くの県民が献血に関心を持っていただけるよう、各種報道機関を通じて情報提供を行う。
- ・ 血液センターは、血液の在庫状況、献血会場及びキャンペーン情報について

ホームページ等により情報提供を行う。

イ 若年層への啓発

- ・ 県及び血液センターは、これからの献血を担う若年層への啓発推進を図るため、高等学校、大学等において献血セミナーを開催し、若年層の献血への参加を一層推進する。(目標 80 回以上)【前年度同数】
なお、献血セミナーの実施にあたっては、対面形式の他にオンライン開催や校内放送での呼びかけなど、地域や学校の実情に合わせた形で実施する。
- ・ 県及び血液センターは、高校生の献血及び献血セミナーの開催について学校の理解と協力が得られるよう、県教育委員会等と連携する。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、様々な機会を捉え、各種啓発資材を活用し、若年層に対する啓発活動を行う。また、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、献血の必要性が若年層の目に留まる機会を確保する。
- ・ 血液センターは、学生献血ボランティアと連携し、同世代への献血の呼びかけを行う。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、新規に献血に協力する事業所等を確保するため、事業所等への訪問を行い、特に 20 代、30 代の献血促進について協力を求める。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした啓発

- ・ 県及び血液センターは、次世代の献血者育成のため、親子で献血に触れ合えるよう献血会場及び血液センター等を活用し、献血思想の普及を行う。

エ 各種キャンペーンの展開

- ・ 県、市町村及び血液センターは、全国一斉に行われる愛の血液助け合い運動(7月)、はたちの献血キャンペーン(1月～2月)の期間中、スーパー、学校(大学、専門学校、高等学校等)を訪問し、ポスター等啓発資材を活用し、献血への理解と協力を呼びかける。
- ・ 血液センターは、県独自のキャンペーンを実施する。特に、献血ルームの利用拡大を図るため、各種キャンペーンを実施する。

オ 複数回献血及び献血予約の推進

- ・ 県、市町村及び血液センターは、献血者に対し年 2 回以上の献血への協力を求める。
- ・ 血液センターは、献血者の安定確保のため、複数回献血クラブ(愛称:ラブラッド)の運営により、献血についての情報発信や継続的な献血協力依頼を行う。また、ラブラッドについての情報をホームページやパンフレットにより献血者に広く周知し、献血者の利便性の向上に努める。県及び市町村は、当該制度の周知及び推進に協力する。
- ・ 血液センターは、献血者が同一時期に集中することによる密集や密接を避けるため、また、有効期限のある輸血用血液を必要量に応じて確保していくため

に、ラブラッドによる事前予約の推進を図る。県及び市町村は、事前予約の推進に協力する。

(2) 献血者の確保

ア 献血協力事業所等の確保

- ・ 県、市町村及び血液センターは、相互に連携し、献血協力事業所等の拡大に努め、効率的な献血の基盤強化を図る。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、献血会場の周辺事業所等へ協力を呼びかけ、献血者の確保に努める。
- ・ 県及び血液センターは、県民に対し広く献血ルームの周知を行う。
- ・ 血液センターは、献血に協力する事業所、学校等から献血者を献血ルーム等に送迎するなど献血協力のための利便性の向上に努める。

イ 献血者受入計画の策定

- ・ 市町村は、県及び血液センターと連携し、事業所、団体、学校等に対し献血へのさらなる理解と協力を求めるとともに、移動採血車1台あたり45人の献血者を確保できるよう調整する。調整に当たっては、近隣住民からも協力いただく集合献血や、複数事業所による共同献血について検討し、採血の効率化を図る。
- ・ 血液センターは、県及び市町村と調整し、献血者受入計画を策定する。献血者受入計画は、需給状況に応じ弾力的に見直しを行い、献血者の安定確保に努める。

ウ 定点献血の実施

- ・ 市町村及び血液センターは、多くの献血者を確保できるよう人が多く集まる商業施設での定点献血を実施する。
- ・ 県及び血液センターは、定点献血について県民に広く周知を図り、献血者の安定確保に努める。

エ 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 血液センターは、採血の手順や気分が悪くなった場合の対処方法等について十分な事前説明を行い、献血者の不安の払拭を図る。
- ・ 血液センターは、献血受入施設等において、新型コロナウイルス感染症等の新興・再興感染症の感染防止対策を講じ、献血者が安心して協力できる環境を整備する。県及び血液センターは、様々な広報手段を用いて、献血受入施設等における感染防止対策を周知し、献血者の不安の払拭に努める。

(3) その他献血の推進に係る重要事項

ア 採血区分

- ・ 血液製剤の安全性や医療機関からの需要を踏まえた採血を行う観点から、献

血を推進する上では400mL献血を基本とする。

- ・ ただし、将来の献血者確保の観点からは、若年層の献血推進が非常に重要であるから、特に高校献血において400mL献血に不安を感じる生徒や基準に満たない生徒に対しては、200mL献血を推進するなど、できる限り献血を経験してもらおうよう配慮する。

イ 献血功労団体等に対する顕彰

- ・ 県は、献血運動の推進に積極的に協力し、その実績が顕著で他の模範となる団体及び個人の労に報いるため、知事感謝状贈呈等の顕彰を行う。

ウ 献血推進員の配置

- ・ 県は、各総合支庁に献血推進員を配置し、市町村と連携して献血協力事業所等での献血者を確保する。また、研修を行うことで資質の向上を図り、県民への献血思想の普及啓発を推進する。

4 その他の献血関連事業

(1) 献血推進協議会の開催

- ・ 県は、山形県献血推進協議会を開催し、本県における献血事業の課題について協議を行い、献血推進事業の基本となる献血推進計画を策定する。

(2) 血液製剤の安全性の確保

- ・ 血液センターは、献血者の本人確認の徹底等により感染症の検査を目的とした献血の防止を図る。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、検査を目的とした献血を行わないよう周知に努める。

(3) 血液製剤の使用適正化の推進

- ・ 県及び血液センターは、山形県合同輸血療法委員会を組織し、輸血用血液製剤の廃棄率削減や輸血医療の地域連携に取り組む。
- ・ 県及び血液センターは、血液製剤の適正使用を推進するため、医療機関に対し必要な情報提供を行う。

(4) 災害時における対策

- ・ 県及び市町村は、血液センターと連携して災害時等における血液が確保されるよう様々な媒体を活用し、需要に見合った全県的な献血の確保を行うとともに、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう必要な措置を講じる。

(5) まれな血液型の献血者の確保

- ・ 血液センターは、まれな血液型の献血者に対し、理解と協力を求め、登録を推進する。

令和7年度市町村別献血者確保目標(案)

400mLの増加率0.9814を按分

市町村名	20~64歳 昼間人口 (R02国調)	[X]*	成分 目標 (人)	400mL目標(人)			200mL目標(人)			全血 目標計 (人)	目標計 (人)	R6年度目標(全血) (人)			
				うち 移動車	うち 定点		うち 移動車	うち 定点	うち 高校			増減			
山形市	139,333	0.26280	—	5,338	4,919	419	34	0	4	30	5,372	5,372	5,410	-38	
寒河江市	19,749	0.03725	—	731	731	—	6	0	—	6	737	737	743	-6	
上山市	12,542	0.02366	—	457	457	—	3	0	—	3	460	460	464	-4	
村山市	9,282	0.01751	—	358	358	—	0	0	—	—	358	358	362	-4	
天童市	31,074	0.05861	—	1,646	1,017	629	12	0	6	6	1,658	1,658	1,670	-12	
東根市	27,186	0.05128	—	1,179	865	314	6	0	3	3	1,185	1,185	1,197	-12	
尾花沢市	6,722	0.01268	—	269	269	—	0	0	—	—	269	269	272	-3	
山辺町	3,636	0.00686	—	141	141	—	3	0	—	3	144	144	145	-1	
中山町	3,051	0.00575	—	135	135	—	0	0	—	—	135	135	137	-2	
河北町	7,235	0.01365	—	278	278	—	3	0	—	3	281	281	283	-2	
西川町	1,521	0.00287	—	45	45	—	0	0	—	—	45	45	45	0	
朝日町	2,218	0.00418	—	91	91	—	0	0	—	—	91	91	92	-1	
大江町	3,054	0.00576	—	96	96	—	3	0	—	3	99	99	100	-1	
大石田町	2,295	0.00433	—	91	91	—	0	0	—	—	91	91	92	-1	
新庄市	20,263	0.03822	—	765	765	—	3	0	—	3	768	768	775	-7	
金山町	1,762	0.00332	—	92	92	—	0	0	—	—	92	92	92	0	
最上町	3,073	0.00580	—	136	136	—	0	0	—	—	136	136	138	-2	
舟形町	1,801	0.00340	—	92	92	—	0	0	—	—	92	92	92	0	
真室川町	2,553	0.00482	—	90	90	—	0	0	—	—	90	90	92	-2	
大蔵村	973	0.00184	—	47	47	—	0	0	—	—	47	47	47	0	
鮭川村	1,449	0.00273	—	45	45	—	0	0	—	—	45	45	45	0	
戸沢村	1,452	0.00274	—	45	45	—	0	0	—	—	45	45	45	0	
米沢市	46,496	0.08770	—	1,967	1,600	367	10	0	4	6	1,977	1,977	1,991	-15	
長井市	13,215	0.02492	—	508	508	—	6	0	—	6	514	514	517	-3	
南陽市	13,632	0.02571	—	502	502	—	3	0	—	3	505	505	509	-4	
高島町	8,982	0.01694	—	323	323	—	3	0	—	3	326	326	328	-2	
川西町	6,624	0.01249	—	227	227	—	3	0	—	3	230	230	232	-2	
小国町	3,412	0.00644	—	142	142	—	3	0	—	3	145	145	146	-1	
白鷹町	4,962	0.00936	—	191	191	—	3	0	—	3	194	194	195	-1	
飯豊町	2,919	0.00551	—	90	90	—	0	0	—	—	90	90	92	-2	
鶴岡市	59,944	0.11306	—	2,786	2,157	629	21	0	6	15	2,807	2,807	2,826	-19	
酒田市	52,050	0.09817	—	1,942	1,942	—	3	0	—	3	1,945	1,945	1,963	-18	
三川町	4,673	0.00881	—	685	56	629	6	0	6	—	691	691	693	-2	
庄内町	6,880	0.01298	—	269	269	—	0	0	—	—	269	269	272	-3	
遊佐町	4,179	0.00788	—	178	178	—	0	0	—	—	178	178	180	-2	
市町村分計	530,192	1	0	21,977	18,990	2,987	134	0	29	105	22,111	22,111	22,282	-172	
ン血液 タ液 セ	献血ルーム	—	—	11,304	4,900	—	4,900	437	—	437	—	5,337	16,641	16,415	226
	自衛隊	—	—	—	180	180	—	0	—	—	—	180	180	150	30
血液センター計	—	—	—	11,304	5,080	180	4,900	437	—	437	—	5,517	16,821	16,565	256
合計	530,192	1	11,304	27,057	19,170	7,887	571	0	466	105	27,628	38,932	38,847	85	

27,057

571

27,628

※ [X] = (市町村昼間人口 / 県昼間人口)

令和7年度献血者確保目標（案）の設定について

I 献血者確保目標

令和7年度東北六県で必要と見込まれる血液（原料血漿を含む。）を、各県の必要量及び献血可能人口を基にして東北六県で按分した結果、本県では下記の献血者数を確保する必要がある。

	成分献血	400mL 献血	200mL 献血	合 計
R 7 年度目標	11,304	27,057	571	38,932
R 6 年度目標	11,519	26,686	642	38,847
増 減	-215	+371	-71	+85

II 血液センター及び市町村への配分について

献血者確保目標の血液センター及び市町村への配分については、次のとおりとなっている。

1 成分献血

献血ルームでのみ実施可能であるため、全て血液センターに配分した。

2 400mL 献血

献血実施主体ごとに配分を行った。

実施主体	献血場所
血液センター	献血ルーム及び自衛隊における献血
市町村	定点献血及び移動採血車による献血（自衛隊を除く）

(1) 血液センター

ア 献血ルーム

過去の実績から、月 408 人と設定し、4,900 人を配分した。

イ 自衛隊

令和5年度実績から、1回あたり 45 人と設定し、年 4 回実施することから 180 人を配分した。

(2) 市町村

ア 定点献血

令和5年度実績から、1回あたり 52.4 人と設定し、会場を有する市町に配分した。(2,987 人)

イ 移動採血車

献血者確保目標 (27,057 人) から 2 (1) 及び (2) アを差し引いた 18,990 人を各市町村の昼間人口比率を元に配分した。

3 200mL 献血

献血実施主体ごとに配分を行った。

(1) 血液センター

ア 献血ルーム

過去の実績及び移動車における献血の実態等を踏まえ、目標数（571人）から移動車における献血（0人）、定点献血（29名）、高校献血（105名）を除いた437人を配分した。

イ 自衛隊

200mL献血の配分は行わないこととした。

(2) 市町村

ア 定点献血

令和5年度実績から、1回あたり0.5人と設定し、会場を有する市町村に配分した。（29人）

イ 高校

令和5年度の実績及び市町村における配分が5名から3名に減ったことを考慮し、高校献血を実施する市町村に対し、1回会場あたり3人を配分することとし、延べ30校で105人を配分した。

ウ 移動採血車

近年400mL採血を積極的に推進していることに鑑み、血液センターと調整し、献血目標数を0とした。

4 市町村配分における調整

令和4年7月に令和2年国勢調査の結果が公表されたため、そのデータを元に市町村配分割合を調整した。

また、令和5年度の目標と比較した令和6年度の目標の増加率から、各市町村の負担が同程度となるよう400mL及び200mL献血目標を調整した。